

現況証明を申請しようとするみなさんへ

農業委員会が行う土地の現況証明等は、農地法第 2 条第 1 項に定める農地又は採草放牧地に該当しない土地について、法令に基づく行政処分としてではなく、北海道農地法関係事務処理要領に基づく行政上のサービスの一環、若しくは土地登記に際して法務局の登記官が地目を認定する際の参考資料として、実施するもので、下記の点に注意をして願出を行ってください。

【対象外となる土地】 ※いかなる理由でも次の土地は調査対象としません。

- (1) 農用地区域内の土地(農業用施設用地で、用途区分が農業用施設用地ではない場合は、用途区分変更が可能と判断される土地は除く。)
- (2) 耕作又は使用が放棄されてから概ね 10 年を経過していない土地
- (3) 農業委員会の許可を受けずに農地を農地以外の用途に利用している土地(無断転用している農地)
- (4) 前回現地調査を実施した日から 3 年を超えていない土地
- (5) 農地法に基づかない売買契約により仮登記が設定された農地
- (6) 農地法第 30 条による農地利用状況調査により再生困難と判定されていない農地
- (7) 農地法第 32 条による利用意向調査の対象となった農地

【願出に必要な書類】 ※農業委員会では作成しません。

- (1) 現況証明願出書(別記第 1 号様式) 2 部
- (2) 申請に係る土地の位置図
- (3) 申請に係る土地の登記事項証明書または法務局インターネットサービスの登記情報
- (4) 法務局備付の公図の写し又はこれと同等の図面
- (5) その他参考となる資料

【提出期限】

願出の締切は、毎月 20 日までとなります。その日が土曜日、日曜日及び祝祭日である場合は、その直前の日となります。

【願出の制限】

同一地番の土地の願出は、1 年に 1 度限りとします。

【調査を実施する時期】

受理された月の翌月に現地調査を実施します。また、雪により現地調査ができない10月から4月までの期間は願出書を受理いたしませんので注意が必要です。ただし、事前相談はお受けできます。※調査は早くて6月からとなります。

【参考:現況証明発給の判断基準】

現況証明を発給する場合は、願出地自体の事実状態に基づいて客観的に判定され処理し、その判断基準は次の事項のとおりとなります。ただし、願出地の一部が家庭菜園(家のベランダや庭先や空き地などを利用して、営利目的で作付けを行っていない水田は除く野菜畑をいう。)で、概ね300㎡を超えないものとして利用され、非営利である旨の証明ができると認める場合に限り、非農地として扱うものとする。

- (1) 物理的・経済的に見て耕作になる可能性がなく、耕作放棄により原野化している土地
- (2) 多年草雑草や灌木、笹が繁茂している土地
- (3) 農家が通常保有している農業用機械では耕起が不可能な土地

※ あくまでも本基準は、農業委員の現地調査時に検討するための基準であり、最終的には農業委員の判断及び農業委員会の議決により決定されます。

【手数料】

(調査手数料)

- ① 非農地 現況証明に係る現地調査手数料 1筆につき 3,000円((ただし、1筆増すごとに500円を加算します。また、前回現地調査を実施した日から3年を超えない間に調査の願出が提出され、受理された土地の現地調査手数料は、1筆6,000円とし、1筆増すごとに1,000円を加算します。)
- ② 農地化 現況証明(農地及び農地への転換の場合)に係る現地調査手数料 1件につき 1,000円

※ 調査手数料は事前納付となります。なお、調査の結果(可否)に関わらず、調査を実施する場合に必要です。いかなる理由によっても返金できませんのでご了解ください。

(証明手数料)

- ① 非農地 土地の現況地目証明手数料 1筆につき 2,000円(ただし、1筆増すごとに200円を加算する。)
- ② 農地化 土地の現況地目証明(農地及び農地への転換の場合)手数料 1筆につき 500円(ただし、1筆増すごとに100円を加算する。)